

(仮称) 泉北水再生センター
電気設備更新・維持管理事業

実施方針

令和 8 年 7 月 8 日

【令和 8 年 9 月 4 日 変更】

堺 市

はじめに	4
1 特定事業に関する事項.....	4
1.1 事業概要	4
1.1.1 事業名称	4
1.1.2 公共施設等の管理者名称.....	4
1.1.3 事業目的	4
1.1.4 事業内容	4
1.2 特定事業の選定及び公表.....	11
1.2.1 特定事業の選定に関する基本的な考え方.....	11
1.2.2 効果等の評価.....	11
1.2.3 選定結果の公表.....	11
2 事業者の募集及び選定に関する事項.....	11
2.1 募集及び選定に関する基本的な考え方.....	11
2.2 事業者の選定方法.....	12
2.2.1 検討委員会の設置.....	12
2.2.2 審査方法	12
2.2.3 入札の中止.....	13
2.2.4 事業者を選定しない場合.....	13
2.3 募集及び選定等の手順.....	13
2.3.1 募集及び選定のスケジュール（予定）	13
2.3.2 現場見学会の開催.....	14
2.3.3 資料閲覧	14
2.3.4 実施方針等に関する技術対話の実施.....	14
2.3.5 実施方針等に関する質問・意見の受付.....	15
2.3.6 入札公告、入札説明書等の公表.....	15
2.3.7 入札説明書等に関する質問の受付・回答及び現場見学会等の開催.....	16
2.3.8 入札参加表明書等の受付、入札参加資格審査結果の通知.....	16
2.3.9 提案審査書類等の受付.....	16
2.3.10 落札者の決定及び公表.....	16
2.3.11 基本協定の締結.....	16
2.3.12 準備期間.....	17
2.3.13 維持管理準備期間.....	17
2.3.14 事業契約の締結.....	17
2.4 入札参加者の構成.....	17

2.4.1	入札参加者の構成と定義.....	17
2.4.2	複数応募の禁止.....	17
2.4.3	構成員の変更及び追加.....	18
2.5	入札参加者の備えるべき参加資格要件.....	18
2.5.1	共通の参加資格要件.....	19
2.5.2	個別の参加資格要件.....	20
2.6	提案審査書類の取扱い.....	22
2.6.1	著作権	22
2.6.2	特許権等	23
2.7	契約に関する基本的な考え方.....	23
2.7.1	基本協定の締結.....	23
2.7.2	SPC の設立要件	23
2.7.3	事業契約の締結.....	24
2.7.4	基本協定書及び事業契約の作成費用.....	24
2.7.5	SPC の事業契約上の地位	24
3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	25
3.1	責任分担の方法.....	25
3.1.1	責任分担に関する基本的な考え方.....	25
3.1.2	予想されるリスクと責任分担.....	25
3.2	民間事業者の責任の履行確保に関する事項.....	29
3.2.1	入札保証金.....	29
3.2.2	契約保証金.....	29
3.2.3	モニタリングの方法と内容.....	29
3.2.4	モニタリング結果の公表.....	29
3.2.5	保険	29
4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	30
4.1	施設の立地に関する事項.....	30
4.2	本事業の整備対象施設の配置に関する事項.....	30
5	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	31
6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	31
6.1	事業の継続に関する基本的な考え方.....	31
6.2	事業の継続が困難となった場合の措置.....	31
6.2.1	事業者の責めに帰すべき事由の場合.....	31
6.2.2	市の責めに帰すべき事由の場合.....	31
6.2.3	当事者の責めに帰すことのできない事由の場合.....	31
6.2.4	その他	32

7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項.....	32
7.1	法制上及び税制上の措置.....	32
7.2	財政上及び金融上の支援に関する事項.....	32
8	その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	32
8.1	議会の議決	32
8.2	入札参加に伴う費用負担.....	32
8.3	本事業において使用する言語、通貨単位等.....	33
8.4	苦情の申立て.....	33
8.5	情報公開及び情報提供.....	33
8.6	実施方針等に関する問い合わせ先.....	33

はじめに

堺市（以下「市」という。）は、（仮称）泉北水再生センター電気設備更新・維持管理事業（以下「本事業」という。）について、民間の技術的能力等の活用を図り、民間と行政のパートナーシップのもとで、本事業を効率的かつ効果的に推進するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

この実施方針は、PFI 法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定を行うに当たり、PFI 法第 5 条第 1 項の規定により事業の実施に関する方針として定めるものである。また、市としては、ここに公表する実施方針及び関連資料に対し、質問・意見の受付及び回答を通じ、民間事業者から幅広い意見や改善案が寄せられることを期待し、それらを踏まえた形での事業実施を予定している。

1 特定事業に関する事項

1.1 事業概要

1.1.1 事業名称

（仮称）泉北水再生センター電気設備更新・維持管理事業

1.1.2 公共施設等の管理者名称

堺市長 永藤 英機

1.1.3 事業目的

市では、泉北水再生センター（以下「本施設」という。）において、老朽化した監視制御設備をはじめとする電気設備の更新事業について、設備の設計・施工と本施設の維持管理を一体的に実施することとした。

本事業は、PFI 手法を用いて一体的に実施することにより、設計段階から建設工事及び維持管理までの全体期間を見据えた事業計画に基づき、民間事業者の創意工夫やノウハウを活かした効率的・効果的な設備更新や維持管理を行うことを目的としている。

1.1.4 事業内容

a) 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、本施設における監視制御設備をはじめとする電気設備の更新に係る工事を行い、各設備の更新後は市に所有権を移転するとともに、本施設の水処理を含めた包括的な維持管理業務を行う BTO（Build-Transfer-Operate）方式とする。

b) 本事業の対象となる公共施設の名称、種類及び施設規模

(1) 名称

泉北水再生センター

(2) 種類

下水処理施設

(3) 施設規模

表 1 に示すとおり。

表 1 対象施設の規模等

所在地		大阪府堺市中区八田西町 1 丁 2 番 1 号
敷地面積		168,000 m ²
現有 処理能力	1 系水処理	標準活性汚泥法 : 50,100 m ³ /日
		循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法 : 20,000 m ³ /日
	2 系水処理	嫌気無酸素好気法 : 37,200 m ³ /日
排除方式		分流式
汚泥処理		大阪南下水汚泥広域処理場へ送泥処分
し尿処理		環境局浄化ステーションから圧送管にて受入れ
処理開始日		昭和 44 年 3 月 1 日 [し尿処理 : 平成 13 年 6 月 12 日]

c) 事業範囲

事業者が行う主な業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 設計業務

本業務は、表 2 及び図 1 に掲げる対象設備について、要求水準書に基づく設計・建設内容に関する詳細事項の検討及び確認並びに実施設計図書の作成等を行うものである。

(2) 建設業務

本業務は、表 2 及び図 1 に掲げる対象設備について、要求水準書と実施設計図書に基づく機器製作据え付け、電気配管配線工事、試運転調整、建築工事等を行うものである。

表 2 本事業における更新・新築・撤去工事対象設備

対象設備	業務種別	対象職種					
		土木	建築	建築機械	建築電気	機械	電気
①監視制御設備	更新						○
②無停電電源設備	更新						○
③特高受変電設備	更新						○
④非常用発電設備	更新						○
⑤地下タンク設備	更新		○				○
⑥汚泥処理施設	撤去	○	○	○	○	○	○
⑦特高自家発電棟	新築		○※	○※	○※		

※建築工事監理業務を含む

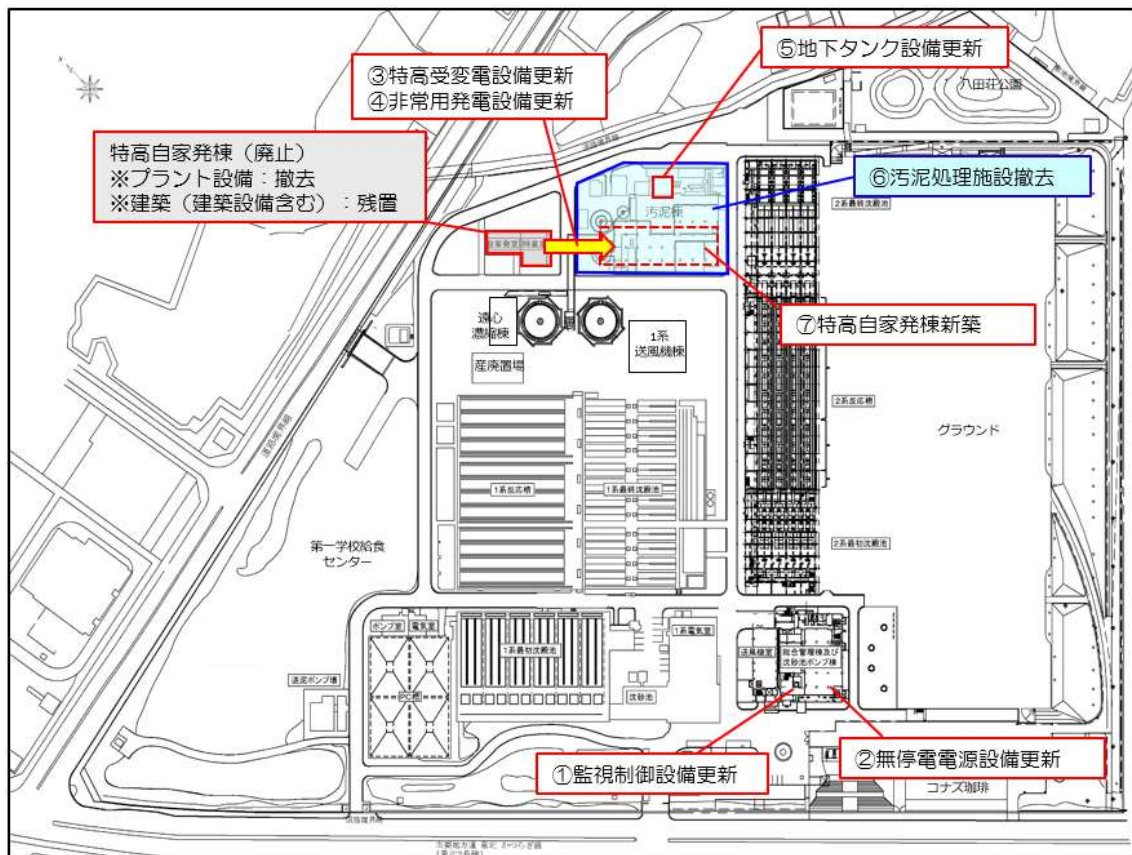


図 1 本事業における更新・新築・撤去工事対象設備の位置

(3) 維持管理業務

本業務は、表 3 に掲げる業務により、図 2 に示す範囲の本施設及び前出表 2 のうち①から⑤及び⑦の維持管理を行うものである。

表 3 本事業の対象となる維持管理業務

対象業務	主な内容
①運転操作及び監視制御に関する業務	(ア) 施設及び設備の運転、操作、監視、制御 (イ) 降雨による不明水対応運転（仕様発注） (ウ) 沈砂、し渣及びその他廃棄物に関する業務 (エ) その他業務 ・大阪南下水汚泥広域処理施設泉北送泥ポンプ場への送泥に関する業務 ・生し尿、浄化槽汚泥等の受入れ業務 等
②保守点検に関する業務	(ア) 機械設備、電気設備の保守点検 (イ) 土木・建築施設の保守点検 (ウ) 自家用電気工作物の維持及び保安（電気主任技術者の選任を含む） (エ) 危険物保安監督者等の選任及び立会い (オ) 法定点検に関する業務 (カ) 小修理に関する業務 (キ) アスベストに係る建材の劣化調査
③計画的に実施する業務（計画的業務）	(ア) 計画修繕（更新施設以外） (イ) 計画修繕（更新施設） (ウ) 計画物品 (エ) 計画業務
④突発的に実施する業務（突発的業務）	(ア) 突発修繕 (イ) 突発物品 (ウ) 突発業務
⑤水質管理に関する業務	(ア) 水質管理計画（年間・月間）の策定 (イ) 水質試験等 (ウ) 水質管理 (エ) 自動計測器の管理 (オ) 放流自動採水器の管理 (カ) 廃液等の処理 (キ) 物品の調達及び管理 (ク) 水質試験機器の貸与 (ケ) 市が実施する水質試験等業務の補助 (コ) 水質年報、月間統計表の作成
⑥エネルギー管理等に関する業務	(ア) エネルギーの管理業務（エネルギー管理員の選任を含む） (イ) エネルギー管理に関する届出、省エネ法に基づく報告書作成
⑦その他業務	(ア) 施設の防犯管理 (イ) 施設見学者対応 (ウ) 住民からの苦情・要望等に対する一次対応 (エ) 各種照会・調査・研究の協力 (オ) 固定資産・備品確認 (カ) グラウンドエリア管理運営業務 (キ) 河川法に基づく放流渠の維持管理 (ク) 国旗・市旗の掲揚 (ケ) 消防訓練 (コ) 市発注の工事等への協力
⑧危機管理の対応	(ア) 災害、重大事故等の緊急時への備え (イ) 災害、事故発生時の応急措置及び復旧対応

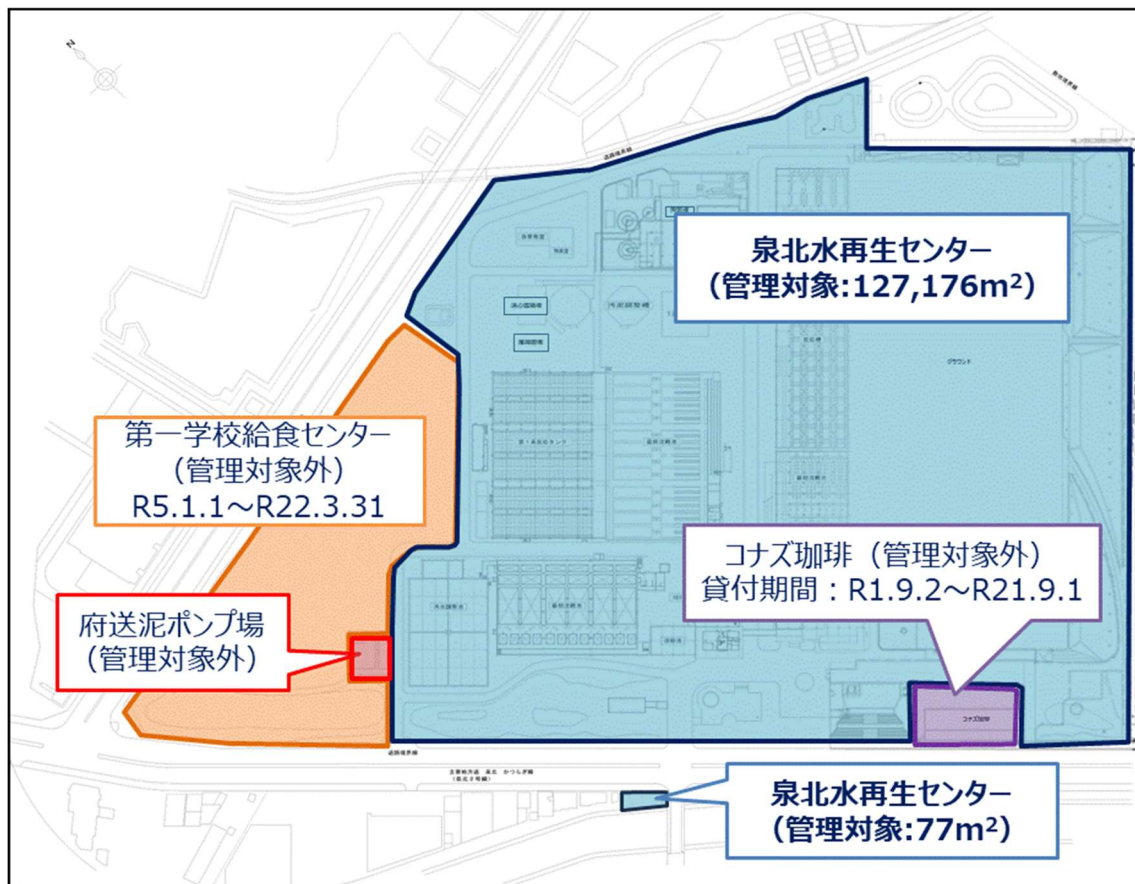


図 2 本事業における維持管理業務の対象施設の範囲

(4) 統括管理業務

本業務は、表 4 に掲げる業務により、本事業に係る各種業務及び工事を実施する者を適切に統括管理し、関連する法令を遵守しながら、計画的かつ効率的・効果的な事業マネジメントを行うものである。

表 4 本事業の対象となる予定の統括管理業務

対象業務	主な内容
①事業全体の統括管理	(ア)実施体制の構築及び管理 (イ)事業全体の統括マネジメント (ウ)事業計画書の作成 (エ)業務の発注 (オ)会議等への出席 (カ)危機管理対応 (キ)情報管理 (ク)その他必要な業務
②市との窓口業務	(ア)市との連絡調整 (イ)市への各種報告 (ウ)本事業の契約内容に係る協議 (エ)市からの照会・問合せに対する協力 (オ)その他、市が求めるもの
③セルフモニタリング等	(ア)セルフモニタリング実施計画書の作成 (イ)セルフモニタリングの実施 (ウ)市の実施するモニタリングへの対応 (エ)市の実施するモニタリングに関する会議等への出席
④各業務の業務改善	(ア)セルフモニタリング結果に基づく業務改善 (イ)市によるモニタリング結果に基づく業務改善・是正措置
⑤各業務の監理等	(ア)設計・建設業務、撤去業務及び維持管理業務の統括的な管理・監督

d) 事業者の収入

市は、事業者に対して、本事業における設計業務、建設業務、維持管理業務及び統括管理業務に対してサービス対価を支払う。

(1) 設計・建設業務に係る対価

市は、事業者に対し、設計業務及び建設業務に係る対価を設計・建設期間中の会計年度ごとに市が認定した前払い及び出来高に応じて支払う。また、対象設備の引渡しを受けた後に残額を支払う。ただし、下記①から⑤までの支払いに係る条件の範囲で支払いを行うものとする。なお、市は、下水道事業に係る国の交付金制度を活用する予定である。事業者は、市が国の交付金を受領できるように必要な資料の作成等の協力を行うこととする。

- ① 市が指定する会計年度ごとの支払限度額の範囲内で支払うものとする。ただし、市は予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額を変更することができる。
- ② 前払いは、設計業務及び建設業務ごとに市が認定する会計年度ごとの出来高予定額のうち、設計業務は10分の3以内、建設業務は10分の4以内の支払いを市に請求することができる。
- ③ 設計業務において、市が入札説明書等において設計業務の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分又は設計図書の一部が完了し、かつ、可分なものであるときは、事業者の承諾を得て引渡しを受けることができる。市は事業者

この部分引渡しに係る対価を支払うものとする。

④ 建設業務における出来高による各会計年度の支払いは、市が認定する会計年度ごとの出来高予定額の10分の9を上限とする。

⑤ 物価変動等による改定は行うものとするが、その詳細は入札公告時に示す。

(2) 維持管理業務に係る対価

市は、事業者に対して、維持管理業務に係る対価を業務区分ごとに支払方法を定めて支払う。

また、物価変動等を勘案して年1回改定検討を行う。

なお、市は、事業者が提供する本事業のサービスが市の要求水準を満たしていない場合には、原則としてサービス対価を減額する。

支払い方法、対価の改定及びサービス対価の改定についての詳細は入札公告時に示す。

(3) 統括管理業務に係る対価

市は、事業者に対して、統括管理業務に係る対価を年払いにより支払う。詳細については入札公告時に示す。

e) 遵守すべき法令等

事業者は、本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、規則、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。

f) 事業の実施スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね表5のとおりとする。

表5 事業スケジュール（予定）

項目	事業スケジュール
準備期間	基本協定締結日から事業契約締結日の前日
維持管理準備期間	基本協定締結日から令和10年3月31日
事業期間	事業契約締結日から令和27年3月31日
設計・建設期間 (監視制御設備の設計・建設期間)	事業契約締結日から令和17年3月31日 (事業契約締結日から令和14年3月31日)
更新設備の所有権移転	完成設備から順次
維持管理期間 (更新対象設備の維持管理期間)	令和10年4月1日から令和27年3月31日 (市に所有権が移転した日から令和27年3月31日)

g) 事業期間終了後の措置

事業期間終了後に、事業者は本施設を要求水準書等に示す良好な状態で市に引き継ぐこと。

1.2 特定事業の選定及び公表

1.2.1 特定事業の選定に関する基本的な考え方

市は、本事業を PFI 法に基づく事業として実施することにより、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減やサービスの向上が図られ、効率的かつ効果的に実施できると判断した場合は、入札公告までに PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定する。

1.2.2 効果等の評価

次の手順により客観的な評価を行い、本事業を特定事業として選定するかについて判断を行う。

- a) 将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算することにより定量的評価を行う。
- b) 市が提供を受けるサービスの水準は、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には定性的な評価を行う。
- c) 上記を踏まえて総合的な評価を行う。

1.2.3 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととした時も同様に公表する。

2 事業者の募集及び選定に関する事項

2.1 募集及び選定に関する基本的な考え方

本事業では設計、建設及び維持管理の各業務を通じて、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、事業者の選定にあたっては、入札価格に加え、施設や設備の性能、維持管理における事業者のノウハウ、創意工夫を総合的に評価することが必要である。従って、事業者の選定方法は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 に基づき、事業者の継続性・安定性等を総合的に評価する「総合評価一般競争入札方式」により行うものとする。

なお、本事業は、WTO 政府調達協定（平成 24 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受けるものであり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）が適用される。

2.2 事業者の選定方法

事業者の審査及び選定は次のとおり行うものとし、詳細については入札公告時に示す。

2.2.1 検討委員会の設置

PFI 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係る契約の締結に当たり、同法第 5 条第 1 項に規定する実施方針の策定、同法第 7 条に規定する特定事業及び同法第 8 条第 1 項の規定による事業者の選定についての審議及び審査を行うため、「堺市 PFI 事業検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置する。委員会の構成は、表 6 のとおりとする。

表 6 検討委員会の構成

役職	氏名	所属・役職
委員長	貫 上 佳 則	桃山学院大学工学部都市デザイン工学 特任教授
委員	上 善 恒 雄	大阪電気通信大学建築デザイン学科空間デザイン専攻 教授
委員	中 村 絵 理	神戸大学大学院経営学研究科 教授
委員	阪井 千鶴子	コスモ法律事務所 弁護士
委員	林 由 佳	林公認会計士事務所 公認会計士

なお、本事業に応募しようとする者やそれと見なせる団体等が、委員に対して、本事業に関する情報収集等のために、実施方針の公表時点から本事業の落札者公表日までの間、電話や訪問等により接触を試みた場合は、本事業の参加資格を失う。

2.2.2 審査方法

事業者の選定は、入札参加資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。

入札参加資格審査は、本事業への参加を希望する者（以下「入札参加者」という。）から入札参加表明書及び入札参加資格審査に必要な書類（以下「入札参加表明書等」という。）の提出を求め、市が入札説明書に示す参加資格要件の有無を審査し、当該審査結果を通知する。

提案審査は、入札参加資格を有するとの確認を経た入札参加者から提出された入札書及び提案審査書類（以下「提案審査書類等」という。）について、落札者決定基準に従い、検討委員会において提案内容を総合的に評価した上で、最優秀提案者を決定する。

落札者決定基準、提案審査書類等の提出方法等の詳細については、入札公告時に示す。なお、入札参加者が 1 者であった場合も同様に、入札参加資格審査及び提案審査を行うものとする。

2.2.3 入札の中止

競争入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により入札を公正に執行できないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告又は入札の取止め等の対処を図る場合がある。

2.2.4 事業者を選定しない場合

本事業にかかる事業者の募集及び選定の過程において、入札参加者がいない、又はいずれの入札参加者も市が要求する水準を満足する業務の履行が見込めない等の理由により、事業者を選定しない場合がある。また、本事業を特定事業として実施することが適当でないと判断された場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

2.3 募集及び選定等の手順

事業者の募集及び選定等の手順は次のとおり行うものとし、詳細については入札公告時に示す。

2.3.1 募集及び選定のスケジュール（予定）

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、表7のとおりとする。

表7 募集及び選定のスケジュール（予定）

時期	内容
令和8年7月	実施方針、要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）の策定・公表
令和8年7月から8月	実施方針等に関する質問及び意見等の受付、現場見学会・資料閲覧・技術対話の開催
令和8年12月	特定事業の選定・客観的評価結果の公表
令和9年1月	・入札公告（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）等） ・入札説明書等に関する質問及び意見等の受付 ・入札参加表明書の受付 ・入札参加資格確認申請書の受付
令和9年1月から3月	入札説明書等に関する質問及び意見等の回答公表、現場見学会・資料閲覧・技術対話の開催
令和9年3月	参加資格確認結果の通知
令和9年6月	提案審査書類の受付
令和9年8月	落札者決定・公表、基本協定締結
令和9年11月	事業契約の締結

2.3.2 現場見学会の開催

現場見学会を表 8 のとおり行う。

表 8 現場見学会

項目	内容
現場見学会日時	令和 8 年 7 月 13 日（月）から令和 8 年 8 月 14 日（金）のうち、市が指定する日 9：00～17：00
集合場所	泉北水再生センター （所在地）大阪府堺市中区八田西町 1 丁 2 番 1 号
参加申込期限	令和 8 年 7 月 24 日（金） 正午まで
申込方法	現場見学会参加申込書（様式 1）に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。 なお、参加人数は 1 企業 10 名までとする。
申込先	「8.6 実施方針等に関する問い合わせ先」参照
備考	・現場には社用車での上場を可とするが、1 企業 2 台までとする。来場時間は集合時間 30 分前から可とする。 ・現場見学会では、実施方針等の資料配布及び閲覧を行わないほか、質疑応答の機会を設けない。

2.3.3 資料閲覧

資料閲覧を表 9 のとおり行う。

表 9 資料閲覧

項目	内容
資料閲覧日時	令和 8 年 7 月 13 日（月）から令和 8 年 8 月 14 日（金）のうち、市が指定する日時
実施場所	堺市上下水道局災害対策センター （所在地）堺市堺区松屋大和川通 3 丁 140 番地 2
参加申込期限	令和 8 年 7 月 24 日（金） 正午まで
申込方法	資料閲覧申込書（様式 2）に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。
申込先	「8.6 実施方針等に関する問い合わせ先」参照
備考	・閲覧資料の複写、撮影は可能とするが、必要な機材は各自で用意すること。

2.3.4 実施方針等に関する技術対話の実施

市の意図と入札参加希望者の解釈との間に齟齬が生じないようにすることを目的に、実施方針等に関する技術対話を表 10 のとおり開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について、意見交換を行う。

技術対話の内容は、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、2.3.5 の回答に併せ、市ホームページにおいて公表する。

表 10 実施方針等に関する技術対話

項目	内容
開催日程	令和 8 年 8 月 3 日（月）から令和 8 年 8 月 7 日（金）のうち、市が指定する日 1 企業当たり 2 時間程度を想定
実施会場	堺市上下水道局災害対策センター （所在地）堺市堺区松屋大和川通 3 丁 140 番地 2
参加申込期限	令和 8 年 7 月 24 日（金） 正午まで
申込方法	実施方針等技術対話参加申込書（様式 3）、技術対話確認事項（様式 4）、技術対話提案事項（様式 5）に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。 なお、参加人数は 1 企業 5 名までとする。
申込先	「8.6 実施方針等に関する問い合わせ先」参照
備考	・実施方針等の資料は配布しないため各自で用意すること。 ・1 企業 1 回までとする。

2.3.5 実施方針等に関する質問・意見の受付

a) 受付期間

令和 8 年 7 月 13 日（月）から令和 8 年 8 月 14 日（金）正午まで

b) 受付方法

実施方針等に関する質問・意見書（様式 6、7）に記入の上、「8.6 実施方針等に関する問い合わせ先」まで電子メールにて提出すること。

c) 公表

受け付けた質問・意見に対する回答は、令和 8 年 9 月末日までに市ホームページにおいて公表する。

d) 実施方針の変更

事業者からの意見を踏まえ、特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。なお、変更を行った場合には、速やかにその内容を市ホームページにおいて公表する。

2.3.6 入札公告、入札説明書等の公表

本事業を特定事業として選定した場合、市は、令和 9 年 1 月（予定）に入札公告を行

い、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）、様式集などの入札説明書等を市ホームページにおいて公表する。

2.3.7 入札説明書等に関する質問の受付・回答及び現場見学会等の開催

入札説明書等に記載の内容について質問を受け付ける。質問に対する回答は、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、市ホームページにおいて公表する。

なお、提出された質問・意見のうち、市が必要と判断した場合には、提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

また、入札説明書等の公表後、現場見学会、資料閲覧及び技術対話を行う。詳細については入札公告時に示す。

2.3.8 入札参加表明書等の受付、入札参加資格審査結果の通知

入札参加者から入札参加表明書等を受け付ける。入札参加表明書等は、提出期限日（以下「参加資格確認基準日」という。）までに市に提出すること。

市は、提出された入札参加表明書等を審査した上で必要があると判断した場合は、当該入札参加表明書等の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

入札参加資格の審査結果は、入札参加表明書等を提出した者に対し、参加資格確認基準日以降にそれぞれ通知する。

なお、審査結果において入札参加資格があると認められた者であっても、市に提出した書類等に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該審査結果を取り消すものとする。

2.3.9 提案審査書類等の受付

入札参加者に対し、提案審査書類等の提出を求める。詳細については入札公告時に示す。

2.3.10 落札者の決定及び公表

提出された提案審査書類等について総合的に評価を行い、検討委員会の審査を経て、市長が落札者を決定する。

審査結果は入札参加者に通知し、併せて市ホームページ等において公表する。

2.3.11 基本協定の締結

市は、落札者決定後、落札者と本事業に関する基本的事項を定めた基本協定を締結する。

2.3.12 準備期間

落札者は、基本協定締結日から事業契約締結日の前日までの期間中、事業契約の締結準備と並行して、事業開始に向けた準備行為として、机上調査、関係資料の閲覧、必要最小限の現地確認（立入要件・安全管理は市の指示に従う）を実施することができるほか、市と業務内容について協議を行うことができる。

2.3.13 維持管理準備期間

落札者は、基本協定締結日から維持管理業務開始日の前日までの期間中、維持管理業務開始に向けた準備行為として、机上調査、関係資料の閲覧、必要最小限の現地確認（立入要件・安全管理は市の指示に従う）、引継ぎを受けることができるほか、市と業務内容について協議を行うことができる。

2.3.14 事業契約の締結

市と落札者は、基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を協議、調整し、落札者が本事業を実施するために設立した特別目的会社（以下「SPC」という。）と事業契約を締結する。

2.4 入札参加者の構成

2.4.1 入札参加者の構成と定義

- a) 入札参加者は、1.1.4 に定める事業を実施するために必要な能力を備えた複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。
- b) 応募グループを構成する企業（以下「構成員」という。）は、SPC へ出資を行う企業（以下「構成企業」という。）と、SPC へ出資を行わない企業（以下「協力企業」という。）で構成されるものとするが、構成企業のみをもって構成員とすることも可能とする。
- c) 入札参加者は、出資者中最大の出資割合を負担する企業を、応募グループの代表窓口を担う企業（以下「代表企業」という。）とする。
- d) 入札参加者は、構成員の企業名及びそれらの者が携わる業務を入札参加表明書等において、明らかにするものとする。

2.4.2 複数応募の禁止

入札参加者の構成員及び当該構成員と資本面又は人事面において密接な関連のある者※は、本事業に係る他の入札参加者の構成員になることはできない。

※資本面において密接な関連のある者とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者を行い、人事面において密接な関連のある者とは当該企業の役員を兼ねている者をいう。以下同じ。

2.4.3 構成員の変更及び追加

参加資格確認基準日以降に、入札参加者の構成員の全部又は一部が参加資格要件を満たさなくなったときは、原則として当該入札参加者を落札者決定のための審査の対象から除外する。

また、参加資格確認基準日以降の入札参加者の構成員の入替、追加、脱退及び担当業務の変更（以下「構成員の変更等」という。）は、原則として認めない。ただし、次の場合において、事前に市と協議を行い、市が指定する書類を提出することにより申請を行ったときは、構成員の変更等を認めることがある。

a) 参加資格確認基準日から提案審査書類提出日の前日まで

市は、参加資格確認基準日以降に入札参加者が構成員の変更等を申請した場合において、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の構成員の入札参加資格を確認した上で、提案審査書類提出日の前日までにこれを承認することがある。ただし、代表企業の変更は例外なく認めない。

b) 提案審査書類提出日から落札者決定日まで

市は、提案審査書類提出日以降に入札参加者の構成員（代表企業を除く。）の一部が入札参加資格を喪失した場合で、入札参加者が構成員の変更等（入札参加資格を喪失し脱退する構成員に限る）を申請したときは、提案内容の継続性及び入札参加資格を喪失しなかった構成員の責に帰すべき事由の有無等を勘案し、その理由がやむを得ないと認めた場合に限り、変更後の入札参加者の入札参加資格を確認した上で、落札者決定日までにこれを承認することがある。

2.5 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者は少なくとも設計業務を行う者、建設業務を行う者、建築工事監理業務を行う者及び維持管理業務を行う者で構成されるものとする。なお、建設業務を行う者には、少なくとも電気工事を担当する者、建築工事を担当する者、解体工事を担当する者を含むものとする。

入札参加者の構成員は、各々が 2.5.1 及び 2.5.2 で規定する参加資格要件を、参加資格確認基準日に満たしていなければならない。

なお、2.5.2 a) から d) に規定する要件のうち、複数の要件を満たす者は、当該要件に係る業務を兼務することが可能である。ただし、建設業務と建築工事監理業務を同一の者又は 2.4.2 に規定する資本面又は人事面において密接な関連のある者が兼ねることは認めない。

また、入札参加表明書等に事実と異なる記載のある者は、当初から参加がなかったものとみなす。

2.5.1 共通の参加資格要件

- (1) PFI 法第 9 条（欠格事由）の規定に該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと（同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められてから 3 年を経過している場合を除く。）及び堺市契約規則（昭和 50 年規則第 27 号）第 3 条の規定に該当する者でないこと。
- (3) 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成 11 年制定）に基づく入札参加停止又は入札参加回避を受けている者でないこと。
- (4) 堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 24 年制定）に基づく入札参加除外を受けている者でないこと。また、同要綱第 5 条第 2 号に規定する大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等を受けた当該通報に係る者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第 199 条に規定する更生計画認可の決定（旧法第 233 条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 174 条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て、又は同法附則第 3 条の規定により、なお従前の例によることとされる旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）の規定による破産申立てがなされている者でないこと。
- (7) 清算中の株式会社である企業について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条に基づく特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- (9) 検討委員会の委員又は委員が属する企業と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。
- (10) 本事業について「泉北水再生センター改築更新事業アドバイザー業務」を受託した日本水工設計株式会社及び同社が業務提携している西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と資本面又は人事面において密接な関連がある者でないこと。
- (11) 堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成 20 年制定）、堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成 16 年制定）又は堺市特定調達建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成 21 年制定）に基づく入札参加資格（以下「市の入札参加資格」という。）を有していること。市の入札参加資格を有していな

い場合、速やかに堺市の入札参加資格審査の申請を行うこと。なお、申請担当課や登録種目等、申請の詳細は入札公告時に示す。

2.5.2 個別の参加資格要件

各業務の参加資格要件は以下に示すとおりとする。

ただし、設計業務、建設業務又は建築工事監理業務を行う者の履行実績及び施工実績等において、当該実績が他者と共同で履行した実績の場合は、当該共同企業体における出資比率が 2 社共同企業体のときは 30%以上、3 社共同企業体のときは 20%以上、4 社以上の共同企業体のときは 15%以上であり、当該契約書の写しの提出等その内容を証明できる場合に限ることとする。

a) 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たしていること。

複数の者で設計業務を分担する場合には、少なくとも 1 者は(2)から(5)の要件を満たしていること。また、建築設計を担当する者は(1)を満たしていること。

なお、設計業務を行う者は構成企業又は協力企業とすること。

- (1) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。併せて、国、地方公共団体その他公共機関等が発注した施設の実施設設計業務を元請として履行した実績を有していること。
- (2) 建設コンサルタント登録規程に基づく登録部門で「下水道」を登録していること。
- (3) 国、地方公共団体その他公共機関等が発注した公共下水道、流域下水道施設の終末処理場全体に係る監視制御設備の実施設設計業務（平成 28 年 4 月 1 日以降に完了したものに限る。）を元請として履行した実績を有していること。
- (4) 国、地方公共団体その他公共機関等が発注した公共下水道、流域下水道施設の終末処理場全体に係る特高受変電設備の実施設設計業務（平成 28 年 4 月 1 日以降に完了したものに限る。）を元請として履行した実績を有していること。
- (5) 設計期間について、次の①及び②の条件を満たす設計技術者を配置できること。設計技術者とは、管理技術者、照査技術者及び担当技術者をいい、管理技術者と照査技術者は兼務することはできない。

① 管理技術者及び照査技術者は、ア及びイの資格のいずれか一つを有していること。

ア 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）の規定による第二次試験のうち、技術部門を上下水道部門とするもの（選択科目を「下水道」とするものに限る。）に合格した者（下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条第 8 号に該当する者）。ただし、外国資格を有する技術者（わが国及び WTO 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当との国土交通大臣認定を受けている者に限る。

なお、参加資格確認基準日までに当該認定を受けていない場合にも入札参加表明書等を提出することができる。この場合、入札参加表明書等提出時には当該認定申請書の写しを提出するものとし、かつ、提案審査書類等の提出日までに認定通知書の写しを提出しなければならない。

- イ 下水道法施行令第 15 条第 1 号から第 7 号まで、又は第 9 号及び第 10 号のいずれかに規定する資格を有する者（資格取得に必要な下水道技術に関する実務経験年数は、処理施設又はポンプ施設に係る実施設計を行わせる場合の実務経験年数とする。）

② 管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、直接雇用関係を有していること。

b) 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たしていること。

複数の者で建設業務を分担する場合は、全ての者が(1)から(3)までの要件を満たし、(4)及び(5)の要件については、各業務を担当する者により満たしていること。

なお、建設業務を行う者のうち、電気工事を行う者、建築工事を行う者及び解体工事を行う者は構成企業又は協力企業とすることとし、かつ、電気工事を行う者のうち少なくとも 1 者は構成企業とすること。

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表第 1 の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、本事業において担当する工事の種類（以下「担当工種」という。）について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- (2) 担当工種について、建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査を受け、建設業許可行政庁から通知される経営規模等評価通知書総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの。以下「総合評定通知書」という。）における総合評定値（P）が 700 点以上であること。
- (3) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者であること（これらの届出に係る義務を有する場合に限る。）。)
- (4) 電気工事を行う者のうち、構成企業となる少なくとも 1 者について、下記①及び②の要件を全て満たしていること。
 - ① 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査の総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの。以下「総合評定通知書」という。）における総合評定値（P）が 1,100 点以上であること。
 - ② 国、地方公共団体その他公共機関等が発注した公共下水道、流域下水道施設の終末処理場全体に係る監視制御設備及び特高受変電設備の施工実績（平成 28 年 4 月 1

日以降に完成したものに限る。)を有していること。

- (5) 建築工事を行う者のうち少なくとも1者について、国、地方公共団体その他公共機関等が発注した建築工事の施工実績（平成28年4月1日以降に完成したものに限る。）を有していること。

c) 建築工事監理業務を行う者

建築工事監理業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たしていること。

複数の者で建築工事監理業務を分担する場合には、全ての者が(1)の要件を満たし、かつ少なくとも1者は全ての要件を満たすこと。

なお、建築工事監理業務を行う者は構成企業又は協力企業とすること。

- (1) 令和8年度及び令和9年度の堺市入札参加資格で希望する業種として「建設コンサルタント業務」、「建築設計業務」又は「設備設計業務」を登録していること。
- (2) 建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (3) 国、地方公共団体その他公共機関等が発注した施設の建築工事監理業務（平成28年4月1日以降に完了したものに限る。）を履行した実績を有していること。

d) 維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たしていること。

複数の者で維持管理業務を分担する場合には、全ての者が(1)の要件を満たし、かつ少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

なお、維持管理業務を行う者のうち、少なくとも1者は構成企業とすること。

- (1) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）に基づく有効な登録を受けていること。
- (2) 国、地方公共団体その他公共機関等と、窒素及びリン除去を目的とした高度処理を含む30,000立方メートル／日以上の水処理施設の運転管理業務を、平成28年4月1日以降において、連続して2年以上（1契約における履行実績に限るものとし、複数の契約を合わせた履行実績を除く。）、単体又は共同企業体で履行した実績があり、かつ、当該実績を確認できる書類の提出が可能であること。ただし、共同企業体として受託した場合にあっては、代表構成員としての履行実績に限るものとし、代表構成員以外の構成員としての履行実績を除くものとする。また、組合にあっては、組合自ら履行した実績に限るものとする。なお、現在、履行中の業務であっても2年以上の履行が書類で確認できる場合は、2年以上の履行実績があるものとみなす。

2.6 提案審査書類の取扱い

2.6.1 著作権

提案審査書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市は、本事業において公表

が必要と認めるときは、提案審査書類の全部又は一部を無償で利用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、市が事業者の選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。なお、提出を受けた提案審査書類等は一切返却しない。

2.6.2 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護されて第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は入札参加者が負うこととする。

これによって市が損失又は損害を被った場合には、入札参加者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

2.7 契約に関する基本的な考え方

2.7.1 基本協定の締結

市は、落札者（構成企業及び協力企業）決定後、落札者と本事業に関する基本的事項を定めた基本協定を事業期間終了日まで締結する。基本協定を締結するにあたって、落札者の構成員は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。

また、落札者の構成員が基本協定の締結までの間に入札参加者が備えるべき参加資格要件を満たさなくなったときは、当該入札参加者の落札の決定を取り消すものとする。この場合、市は当該入札参加者以外の入札参加者のうち、最も評価の高かった者と基本協定を締結することがある。ただし、市が別途指定する期間内に、参加資格要件を満たさなくなった構成員（代表企業は除く）に代わって、参加資格を有し、かつ市が認める構成員の補完をした場合には、落札の決定を取り消さない場合がある。なお、補完する構成員の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員が入札参加資格を欠いた日とする。

2.7.2 SPC の設立要件

落札者の構成企業は、基本協定に従い、事業契約の締結までに、本事業を実施するための SPC を会社法に定める株式会社として堺市内に設立するものとし、事業期間中は SPC の本店所在地を堺市外に移転させないものとする。

SPC の本店所在地を変更する場合は、市に対し、事前に書面で通知するものとする。

落札者の構成企業は SPC に対して必ず出資し、代表企業の出資比率は最大としなければならない。

事業期間中の出資比率又は議決権比率の変更については、設計・建設期間が終了したときにのみ認めるが、全ての株式を譲渡して構成企業が SPC から退出すること、及び出資比

率又は議決権比率の変更に伴い代表企業を変更することは認めない。

SPC の株式については、事業契約が終了するまで、市の書面による事前承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

また、SPC は消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 57 条の 2 第 1 項に定める適格請求書発行事業者の登録を受けなければならない。

2.7.3 事業契約の締結

市と落札者は、基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を協議、調整する。また、市は落札者が本事業を実施するために設立した SPC と事業契約を締結する。事業契約を締結するにあたって、SPC は堺市暴力団排除条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。

基本協定締結後から事業契約が成立するまでの間、落札者の構成員が入札参加資格を欠くに至った場合は、市は、当該入札参加者の落札の決定を取り消し、SPC と事業契約を締結しない場合がある。この場合、市は、落札者以外の入札参加者のうち、最も評価の高かった者が設立する SPC と事業契約を締結することがある。ただし、市が別途指定する期間内に、参加資格要件を満たさなくなった構成員（代表企業は除く）に代わって、参加資格を有し、かつ市が認める構成員の補完をした場合には、落札の決定を取り消さない場合がある。なお、補完する構成員の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員が入札参加資格を欠いた日とする。

市は、落札者の事由により本契約を締結できない場合は、違約金として基本協定書（案）に規定する金額を請求することがある。

2.7.4 基本協定書及び事業契約の作成費用

基本協定書及び事業契約の検討に係る SPC 側の弁護士費用や印紙代など、基本協定書及び事業契約の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

2.7.5 SPC の事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、SPC は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3.1 責任分担の方法

3.1.1 責任分担に関する基本的な考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、市と事業者が適切にリスクを分担することを基本とする。

事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負う。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がその全部又は一部を負う。

3.1.2 予想されるリスクと責任分担

市と事業者とのリスク分担は、原則として表 11 に示すリスク分担表(案)による。

責任分担の程度や具体的な内容については、入札公告時に示す。

表 11 リスク分担表(案) (1/4)

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	リスク分担	
				市	事業者
共通	公募手続	1	入札説明書等の誤り・内容の変更によるもの	○	
	法令等の変更	2	本事業に直接の影響を及ぼす法制度・許認可の新設・変更によるもの	○	
		3	上記以外の法制度・許認可の新設・変更によるもの		○
	税制変更	4	本事業に直接の影響を及ぼす税制度の変更によるもの	○	
		5	サービス対価にかかる消費税の変更によるもの	○	
		6	上記以外の税制度の変更によるもの		○
		7	上記以外の消費税の変更によるもの		○
	許認可	8	市の事由による許認可等取得遅延	○	
		9	上記以外の許認可等取得遅延		○
	第三者賠償	10	事業者の実施する業務及び工事に関して、事業者の帰責事由により、第三者に及ぼした損害によるもの		○
		11	上記以外の事由により、第三者に及ぼした損害によるもの	○	
	見学者対応	12	事業者の提案内容及び事業者が行う業務（設計・建設・維持管理等）に起因して見学者が怪我をした場合		○
		13	上記以外で見学者が怪我をした場合	○	
	住民対応	14	事業者の提案内容及び事業者が行う業務（設計・建設・維持管理等）に起因する住民対応		○
		15	上記以外の住民対応	○	

表 11 リスク分担表(案) (2/4)

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	リスク分担	
				市	事業者
共通	事故の発生	16	事業者の帰責事由による事故・火災等の発生		○
		17	上記以外のもの	○	
	環境保全	18	事業者の提案内容及び事業者が行う業務（設計・建設・維持管理等）に起因する環境の悪化		○
		19	上記以外の環境の悪化	○	
	事業の中止・延期	20	市の事由による（市の債務不履行など）事業の中止・延期	○	
		21	市の事由による支払の遅延・不能によるもの	○	
		22	市の政策変更による事業の変更・中断・中止など	○	
		23	上記以外の事業の中止・延期		○
	物価変動	24	本事業にかかる、インフレ・デフレ（物価変動）にかかる費用増減（一定の範囲内）		○
		25	本事業にかかる、インフレ・デフレ（物価変動）にかかる費用増減（一定の範囲を超えた部分）	○	
	不可抗力	26	戦争、暴動、天災等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの		○※1
	国の交付金	27	事業者の帰責事由により想定されていた交付金が交付されない場合		○
		28	上記以外の事由により想定されていた交付金が交付されない場合	○	
	資金調達	29	市の資金調達に関するもの	○	
		30	事業者の資金調達に関するもの		○
契約締結前	応募コスト	31	本事業への応募にかかる費用負担		○
	契約締結	32	事業者の事由による契約の未締結又は契約手続に時間がかかる場合		○
		33	市の事由による契約の未締結又は契約手続に時間がかかる場合	○	
設計・建設	設計変更（設計）	34	市の指示、提示条件の不備・変更によるもの	○	
		35	事業者の提案内容及び設計業務の不備によるもの		○
	測量・調査	36	市が実施した測量・地質調査等の不備によるもの	○	
		37	事業者が実施した測量・地質調査等の不備によるもの		○
	設計費増大	38	市が提示した設計に関する付与条件又は要求水準の内容の不備、もしくは変更指示によるもの	○	
		39	事業者が実施した設計の不備等によるもの		○
	用地の確保	40	施設の建設に要する資材置き場等の確保に関すること		○

表 11 リスク分担表(案) (3/4)

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	リスク分担	
				市	事業者
設計・建設	用地の瑕疵	41	業務用地の土壌汚染、埋蔵物等による計画・設計変更又は事業者の費用増加等	○	
	地盤・地質	42	市が提示した地盤・地質に関する情報からは予見不可能と合理的に判断される現地盤、地質の状況により工期や工法が影響を受ける場合	○	
	設計変更（工事）	43	市の指示、提示条件の不備・変更によるもの	○	
		44	事業者の指示、判断の不備・変更によるもの		○
	工事遅延・未完工	45	市の事由による（市の事由による設計変更、提示条件等の不備、誤りなど）工事の完了遅延又は未完工	○	
		46	上記以外の工事の完了遅延又は未完工（不可抗力を除く）		○
	工事費増大	47	市の事由による（市の事由による設計変更、提示条件等の不備、誤りなど）工事費の増大	○	
		48	上記以外の工事費の増大（不可抗力を除く）		○
	要求水準未達	49	施設の性能及び仕様が定められた条件を満たしていない場合		○
	工事監理	50	施設の工事監理に関するもの		○
	一般的損害	51	事業者の事由による工事目的物の引渡し前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害		○
	契約不適合	52	工事目的物の契約不適合によるもの		○
維持管理	引継ぎ	53	前維持管理業務受託者との引継ぎ不備による損害等		○
	事業開始遅延	54	市の事由による事業開始の遅延	○	
		55	上記以外の事業開始の遅延（不可抗力を除く）		○
	流入水量の変動	56	流入下水水量の変動に伴う変動費の増加	○	
	流入水質の変動	57	流入下水に関する基準を逸脱した場合又はやむを得ないと市が認める場合の経費の増加	○	
		58	上記以外の経費の増加		○
	業務内容の変更	59	市の事由による業務内容の変更（要求水準変更）	○	
	維持管理費の増大	60	市の事由による事業内容の変更等に起因する維持管理費の変動	○	
		61	上記以外の維持管理費の変動（物価変動を除く）		○

表 11 リスク分担表(案) (4/4)

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	リスク分担	
				市	事業者
維持管理	施設の損傷	62	事故・火災等による施設の損傷	帰責事由による	
		63	第三者（本施設の利用者を含む）による施設の損傷	○※2	○※2
		64	経年劣化・老朽化による損傷（事業者が適切に維持管理をしていた場合）	○	
		65	経年劣化・老朽化による損傷（事業者が適切に維持管理をしていなかった場合）		○
	施設等の修繕	66	要求水準書に規定された金額までの突発修繕		○
		67	要求水準書に規定された金額を超える突発修繕	○	
		68	要求水準書に規定された計画修繕		○
		69	上記以外の計画修繕	○	
		70	工事目的物の性能維持に関する修繕		○
	要求水準未達	71	市の指示、提示条件の不備・変更によるもの	○	
		72	事業者の行う維持管理の業務の内容が要求水準を満たさない場合に関するもの		○
	修繕等の遅延・施設の損害	73	市が行う修繕、工事等の遅延による委託対象施設の機能不足及び施設の損害	○	
		74	事業者が行う修繕、工事等の遅延による委託対象施設の機能不足及び施設の損害（当該遅延が事業者の責めに帰すべき事由による場合）		○
	工事目的物（機器等）生産中止	75	本事業の工事目的物である機器等の生産中止に伴う、工事目的物への損害、維持管理・運営への損害		○
		76	既設の機器等の生産中止に伴う、工事目的物への損害、維持管理・運営への損害	○	
	既設改造	77	本事業に必要な既設盤等の改造（事業者設計によるシステムとの取り合い部など）に起因する既設盤の不具合による損害		○
		78	上記改造に起因しない既設盤の不具合による損害	○	△※3
事業終了時	施設の性能	79	事業終了時の工事目的物の状態の要求水準の未達		○
	業務の引継ぎ	80	本事業終了期間後の維持管理・運転への引継ぎ不備		○
	終了手続	81	業務期間終了時の手続に関する諸費用のうち、市で負担すべきもの	○	
		82	上記以外の業務期間終了時の手続に関する諸費用の発生に関するもの		○

○：主負担 △：従負担

※1 不可抗力における費用負担については、建設工事保険等に参加することにより担保するものとし、保険の対象にならないものについては、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は市が負担する。

※2 事業者の善管注意義務違反、管理義務の懈怠によって引き起こされた第三者の施設損傷リスクは事業者、それ以外は市の負担とする。

※3 要因の一次調査、対応の切り分けは事業者が行う。

3.2 民間事業者の責任の履行確保に関する事項

3.2.1 入札保証金

免除する。ただし、落札者が正当な理由がなく速やかに基本協定を締結しないときは、落札金額の 100 分の 3 に相当する違約金を徴収するものとする。

3.2.2 契約保証金

市は、事業契約書に基づいて事業者が実施する業務の履行を確保するため、特定事業契約の保証を求めることを予定している。

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上を納付するものとする。ただし、市は、堺市契約規則第 30 条の 2 各号のいずれかに該当する場合、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。なお、詳細については入札公告時に示す。

3.2.3 モニタリングの方法と内容

事業者は、業務のサービス水準を維持改善し、また事業の健全性及び継続性を確保するために、セルフモニタリングを実施する。

市は、本事業の目的を実現するため、事業者が定められた業務を確実に遂行していること、並びに要求水準書に示された要求水準を達成していること及び事業の継続性に支障が生じていないことを確認するため、モニタリングを行う。

市が行うモニタリングは、設計・建設業務及び保守点検、修繕、維持管理の各段階において実施し、設計照査、施工管理、工事目的物自主検査、維持管理業務の履行状況及び SPC の財務状況等について、事業者のセルフモニタリング結果を活用するものとする。具体的な内容等についてはモニタリング基本計画書に定める。

市は、モニタリングの結果、事業者が実施する設計・建設業務及び保守点検、修繕、維持管理業務に係るサービスが要求水準を満たしていないと合理的に認められる場合、改善勧告や業務対価の減額等の措置を行う。具体的な内容については入札公告時に示す。

なお、事業者により、市の要求水準を超える独自提案がなされた事項については、その提案に関する達成指標についても併せて提案を求めるが、詳細については市と協議すること。

3.2.4 モニタリング結果の公表

市は、本事業の実施に係る透明性を確保するため、モニタリング結果を公表する。

3.2.5 保険

事業者は、入札説明書等に基づき、損害賠償保険、その他の保険を付したとき、又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに市に提示しなければならない。

4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

4.1 施設の立地に関する事項

本事業の対象施設の立地に関する事項を表 12 に示す。

表 12 立地に関する事項

名称	泉北水再生センター	
所在地	大阪府堺市中区八田西町 1 丁 2 番 1 号	
敷地面積	168,000 m ²	
現有処理能力	1 系水処理	標準活性汚泥法：50,100 m ³ /日
		循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法：20,000 m ³ /日
	2 系水処理	嫌気無酸素好気法：37,200 m ³ /日
排除方式	分流式	
汚泥処理	大阪南下水汚泥広域処理場へ送泥処分	
し尿処理	環境局浄化ステーションから圧送管にて受入れ	
放流先	2 級河川石津川	
処理開始日	昭和 44 年 3 月 1 日（し尿処理：平成 13 年 6 月 12 日）	
計画放流水質	15 mg/L（BOD）	
用途指定	準工業地域	
容積率	200 %	
建ぺい率	60 %	
騒音規制	第三種区域	
振動規制	第二種区域（Ⅰ）	
防火地域・準防火地域	準防火地域	
高度地域	指定なし	
その他	埋蔵文化財包蔵地に位置している。	

4.2 本事業の整備対象施設の配置に関する事項

本事業の対象施設における更新対象設備の配置は、要求水準書（案）別紙 1 に示す。

5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約に定める具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

6.1 事業の継続に関する基本的な考え方

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに、市又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

6.2 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

6.2.1 事業者の責めに帰すべき事由の場合

- (1) 事業者の提供するサービスが要求水準書に示す要求水準を達成していないことが判明した場合、その他事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善計画の提出及び実施を求めることができる。また、事業者が当該期間内に改善することができなかった場合は、市は事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者の財務状況が著しく悪化したこと、その他事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除することができる。
- (3) 上記(1)及び(2)により事業契約が解除された場合、市は事業契約に基づき事業者に対して違約金及び損害賠償等の支払いを求めることができる。

6.2.2 市の責めに帰すべき事由の場合

- (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
- (2) 前号により事業契約が解除された場合、事業者は生じる損害について市に対し賠償を求めることができる。

6.2.3 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

- (1) 不可抗力その他市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合、市と事業者は事業契約に基づき事業継続の可否につ

いて協議を行う。

- (2) 一定の期間内に前号の協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面による通知を行うことにより、事業契約を解除することができる。
- (3) 前号により事業契約が解除された場合、それぞれ相手方に生じる損害について賠償を求めることができるものとするが、具体的な内容については入札公告時に示す。

6.2.4 その他

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

7.1 法制上及び税制上の措置

本事業を行うために必要な土地は行政財産であり、市はこれを無償で使用させる。また、市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

7.2 財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 交付金及び地方債等

市は、本事業において交付金及び地方債等を充当することを前提としているため、事業者は交付金又は起債申請等に必要な書類等の作成及び支援を行うこと。

(2) その他の財政上又は金融上の支援

事業者が本事業を実施するにあたり、交付金及び地方債以外の財政上又は金融上の支援を受けられる可能性がある場合は、市はこれら支援を事業者が受けられるよう可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

なお、市は事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行わない。

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

8.1 議会の議決

市は、本事業の入札公告までに、市議会の議決を経て債務負担行為の設定を行うものとする。

8.2 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

8.3 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準とする。

8.4 苦情の申立て

本事業の入札手続に関しては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 21 年制定）により、当該入札手続における入札参加資格の確認その他の手続に関し、堺市入札監視等委員会に対して苦情の申立てをすることができる。

8.5 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

8.6 実施方針等に関する問い合わせ先

実施方針等に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

堺市上下水道局 下水道施設部 下水道施設課

住 所：〒590-0902 堺市堺区松屋大和川通 3 丁 140 番地 2

電 話：072-229-1725

F A X：072-229-1800

E-Mail：geshi@city.sakai.lg.jp

ホームページアドレス：<https://water.city.sakai.lg.jp/>